

建設企業常任委員会会議録

平成23年9月21日

北 見 市 議 会

午前 9時58分 開 議

○(河野委員長) ただいまから建設企業常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

○(井上次長) ご報告を申し上げます。

ただいまの出席委員数は7名、全員出席であります。

以上であります。

○(河野委員長) 今定例会におきまして私ども建設企業常任委員会に付託されました議案の審査を行うわけではありますが、審査につきましては配付されておりますレジュメに従い順次行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時58分 休 憩

午前 9時59分 再 開

○(河野委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、都市建設部所管の審査を行います。

理事者より補足説明を求めます。

○(井南部長) おはようございます。本日提出いたしております案件の審議をいただきます前に、9月1日付をもちまして都市建設部次長の人事異動がありましたので、ご紹介をさせていただきます。

○(因 次長) 都市建設部次長の因芳広でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○(井南部長) それでは、私から今定例会に提出しております都市建設部所管の補正予算についてご説明を申し上げます。

平成23年度一般会計補正予算の内容であります。用地課では既に受託しております道路事業2路線と街路事業1路線につきまして道との調整が調いましたので、用地費及び物件移転補償費を補正するものです。

また、都市計画課では、災害時支援庁舎を中央公園に建設することに伴い、中央公園の都市計画変更

が必要となり、そのための図面や資料作成に要する経費を補正させていただくものでございます。

次に、建築課では、本年5月に仮認定いたしました1棟52戸の借上市営住宅建設計画につきまして、所定の手続を経て本年10月の工事着工が可能となりますことから、その建設費補助金を補正計上させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○(椎名課長) おはようございます。それでは、北海道から受託をしております用地課所管の受託事業費につきまして、委員会資料に基づき説明させていただきます。補正内容につきましては委員会資料1ページ、また実施予定箇所図を2ページに載せてございますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

2ページの実施予定箇所図でございますが、北海道との事業調整に伴いまして継続事業であります①、下仁頃相内停車場線、②、置戸福野北見線、③、とん田通り道路整備事業を黒色実線で表示しております。

委員会資料1ページに戻りまして、事業の概要についてご説明させていただきます。受託事業であります道路橋りょう費では、下仁頃相内停車場線、置戸福野北見線の用地購入費、移転補償費、事務費として2,286万円を補正計上するものでございます。

次に、都市計画費では、とん田通り道路整備事業の用地購入費、移転補償費、事務費として5,160万円を補正計上するものでございます。

なお、道路の延長及び幅員につきましては委員会資料に記載のとおりでございます。

用地課所管の補足説明は以上でございます。

○(藤原課長) おはようございます。それでは、都市計画課が所管いたします補正予算の概要について、ご説明いたします。

委員会資料1ページ、位置図を3ページに記載してございます。補正予算説明書は11ページとなりま

す。都市計画策定経費につきましては、本年7月の都市再生整備特別委員会におきまして災害時支援庁舎を中央公園に建設することが了承されましたことから、中央公園の都市計画変更が必要となっております。この都市計画変更のために必要となります都市計画審議会や北海道との事前協議などに必要な図面や資料の作成に要する経費といたしまして200万円を補正計上させていただくものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○(因 次長) それでは、私から建設課所管にかかります補正予算につきまして説明させていただきます。

委員会資料は1ページ及び4ページから13ページでございます。借上市営住宅整備事業につきましては、さきの所管常任委員会に報告させていただきましたが、本年5月6日付で1棟52戸の建設計画を仮認定したところでございます。その後、事業者におきまして本認定及び建設に向けた作業を進め、本年10月上旬での着工が可能となりましたことから、借上市営住宅補助要領により算定した建設費補助金につきまして、2カ年事業の完成年度であります平成24年度までの債務負担行為として限度額1億2,059万4,000円を補正計上するものであります。

4ページをお開きください。仮認定した建設計画につきましては事業者より実施設計が進められてきたところではありますが、さきの9月5日に事業者から仮認定時に付された条件を具備するに至った旨の届出書が提出されましたことから、9月7日開催の借上市営住宅制度審査運営委員会におきまして内容を精査し、本認定を行ったところでございます。

なお、本認定した建設計画の概要につきましては、(2)に記載のとおり認定事業者は株式会社一燈、建物概要につきましては表及び6ページから13ページに図面を載せておりますが、仮認定時と変更はなく、間取りと面積に若干の動きがありますが、詳細な設計を進める上で生じたものでございます。

今後のスケジュールにつきましては5ページにありますとおり、この後認定通知及び事業者との賃貸借予定に関する協定の締結を行い、所定の手続後、10月上旬には建設工事に着工し、竣工は平成24年10月下旬、供給開始は同年12月1日を予定しているところでございます。

以上でございます。

○(河野委員長) 補足説明が了しましたので、都市建設部を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

○(中崎委員) 都市計画総務費の関係で、中央公園の都市計画変更に係る資料作成ということなのですが、計画変更になるまでのスケジュールをお示しいただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○(藤原課長) 都市計画審議会の諮問のスケジュールでございますけれども、現在できるだけ早く諮問できるように準備を進めている段階でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○(中崎委員) 資料作成がいつごろ終わって、その諮問がいつごろというのはわかるのではないですか。作成費ということで計上されているので、その辺のスケジュールをきちんとお示しください。

○(藤原課長) 都市計画審議会に諮ります事前協議、大体通常ですと2回から3回ぐらい事前協議を経て、諮問という形をとります。一般的には半年ぐらい諮問から答申までかかるスケジュールになってございます。

以上です。

○(中崎委員) ここで今200万円というお金を計上しているので、この資料はいつでき上がるのかというお話なのですよ。

○(河野委員長) 暫時休憩いたします。

午前10時07分 休憩

午前10時08分 再開

○(河野委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（藤原課長） 委託に要する時間的なものでございますけれども、補正予算が了承されましたら委託を発注しまして、1月中旬ぐらいには資料をまとめていきたいと考えております。

○（中崎委員） 1月中旬に委託ということですので、その後に都市計画審議会に諮るという認識でよろしいのでしょうか。

○（藤原課長） 都市計画審議会の議論を得ながら資料の作成を行いたいと考えております。

○（岡島次長） 今中崎委員から都市計画策定費にかかわりまして、都市計画審議会の大枠のスケジュール等についてご質問をいただいております。先ほど課長からも答弁がございましたけれども、私どもといたしましてはまず都市計画審議会に議論していただくための必要な資料を作成させていただきたいと考えております。スケジュール的には、都市計画審議会を速やかになるべく早く開催し、議論していただくということで今考えております。その中で、作業については同時並行的に資料作成のスケジュールを考えております。発注につきましては、今言いましたけれども、議決終了後速やかに発注をさせていただいて、おおむね大体2カ月から3カ月ぐらいの期間である程度の取りまとめをさせていただきたいと考えております。ただ、審議会の議論を同時並行的に行うという作業にもなりますので、審議会の中身によっては多少変更も生じると考えております。今のところ我々としては、年内に作業的なものはすべて終了させていきたいと考えております。

以上でございます。

○（中崎委員） ということは、今は都市計画審議会の中での資料作成ということでよろしいということなのですか。そして、その後都市計画変更に係る申請書にかかわる予算はまた別建てで提案されるということなのでしょうか。

○（岡島次長） 今のところ、これにかかわりまして追加の補正については今のところ考えておりませ

ん。

○（河野委員長） 暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時16分 再開

○（河野委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（岡島次長） 今中崎委員からこの200万円の経費の内訳について、内容についてご質問がございました。今回のこの200万円につきましては、中央公園の都市計画の廃止にかかわる資料をつくるための委託経費ということで計上させていただいております。

以上でございます。

○（松谷委員） 同じ内容なのですが、今の中央公園ですが、廃止に向けてということですが、今回の本定例会でも廃止したら、かわりの公園はどうするのだという質問も出ていたのです。中央公園をつぶす、その代替はどうするのだと、そのような考えをきちんとまず示せるのかどうか、考えがあるのかどうか1つと、私はやはり災害時支援庁舎を今の中央公園のところに建てて本当によいかと。市民の方もあんなところに建ててどうするのだと。利便性の問題、それから狭隘な土地で大した駐車場もない。先ほどの経費の中に地盤の関係の調査も全部含まれているのですか。それをお聞きします。

それから次に、借上市営住宅についても少しお聞きします。今回この決定に当たって、今までいろいろ不透明なところが多くて、私も今までの進行状況を見ると、何となく結果ありきみたいな感じの進め方でなかったかと思うのです。それで、今回初めて申請者の名前が出てきたわけでございますけれども、この用地については申請者の用地なのかどうか、お聞きしたいと思います。

○（藤原課長） 松谷委員から中央公園の廃止にか

かわる代替機能の確保についての考え方のご質問ですけれども、中央公園の廃止、代替機能につきましては小公園の拡張をもって代替とすると考えております。

それと、災害時支援庁舎に関する地盤調査も含まれているのかということでございますけれども、地盤調査に要する経費については含まれておりません。

以上です。

○（因次長） 松谷委員の借上市営住宅の認定事業者にかかわります用地の所有区分でございますけれども、基本的には一燈という会社の所有の土地でございます。そのほかに一部別な所有者の土地もございますが、その方からはこの事業に関する事業の承諾書をいただいておりますので、事業上は問題ないと判断しております。

○（河野委員長） 暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時20分 再開

○（河野委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○（松谷委員） 課長の答弁をいただきましたけれども、小公園が幾らかふえるだけでそれが中央公園の代替になるという感覚は、同じスペースで、それこそ同じ面積であればいいですけれども、わずかに広がっただけでそれを代替とするなんていうこんな子供だましの答弁、私はいつもその答弁を聞いてどれだけ広がるのだと。公園をなくすということ自体は、これは市民の憩いの場でもあるし、今までいろいろ利用されてきたわけです。ところが、あの場所がなくなると今度利用できなくなる市民がたくさん出るわけですね。そういうことも含めて、私はもう少し違った形で真剣に、市民の感覚で考えてほしいのです。

それから、今の地質の問題、地盤の問題です。北見赤十字病院だってボーリング調査は終わっている

のです。ここに建てたいとしたらボーリング調査、地質の関係の調査も入れておかしくないのではないですか。あそこの上に物を建てるのでしょうか。その辺いつそういうものを予算化するのか教えていただきたいのと、あとそれから借上市営住宅に関してですけれども、一部は株式会社一燈が持っていて、その他は承諾書をいただいているからということですが、これはどういう内容の契約書になっているのか。なぜかという、借上市営住宅は20年間という期間がありますので、その承諾書の中にそういうものがきちんと記載されているのかどうか確認したいと思います。

○（河野委員長） 暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時24分 再開

○（河野委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（因次長） 松谷委員の質問でございますけれども、土地所有につきましては土地所有についての同意書ということで実印を押した紙で、いわゆる私の所有地において次のとおり建築を行うことについて同意しますという書類は持っております。なお、この土地につきましては事業者から話を聞くところによりますと購入の予定ということで現在協議を進めていると話を聞いております。

以上でございます。

○（藤原課長） 松谷委員の質問にお答えしたいと思います。

まず、小公園の拡張面積が少ないのではないかとこの質問につきましては、小公園の面積の拡張につきましては現在取りまとめられております都市再生整備基本計画の中で位置づけられておりますので、この計画に基づいて必要な面積を確保してまいりたいと考えております。

もう一点ですけれども、地盤調査につきましては

中央公園の廃止が認められまして、その後災害時支援庁舎の設計が今後行われると思いますけれども、その中で地盤調査をするものと考えております。

以上です。

○（松谷委員） 借上市営住宅の関係なのですけれども、今聞くところによりますと要するに自分の所有の土地でない部分があるので、それは一応契約で交わしているということですが、ただ期間を定めていないような、きちんとした形で契約されていないものに対して市は許可するの。どういう契約になっているかきちんと確認できないものを、将来購入予定と言われて、そんなのどこに確証あるの。私はその契約書については資料要求しますので、どういう契約になっているか委員会に出してください。そうでないと、自分の土地に建てるのと違って人の土地ですから、事業を進めるなら進めるで、この辺をはっきりしてやらないとおかしいことになるでしょう。どうですか。お答えください。

○（河野委員長） 暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時28分 再開

○（河野委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（因次長） 松谷委員の質問にお答えいたします。

基本的に同意される方も借上市営住宅の内容をきちんと理解した中で同意されているということで考えておりますので、当然借上市営住宅の建設を行うことに同意するという事は、最低でも20年間はこの土地を貸すということに同意したということで考えております。

以上でございます。

○（松谷委員） 今の答弁おかしくないですか。理解されていると思われるので、そんな話ないでしょう。契約は契約できちんと書面で交わすのが当たり前でしょう。そんな口約束であなた方がいいの。

それを許すの。そういう話にならないでしょう。借上市営住宅制度を理解しているから、そんな話ではないのだというの。契約をきちんと正式に交わしているのかどうかと私は何回も言っているでしょう。

○（河野委員長） 暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時31分 再開

○（河野委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者より答弁を求めます。

○（因次長） 松谷委員の質問にお答えをします。

同意書につきましては、一燈が行う北見市借上市営住宅の建設につきまして同意をしておりますので、当然借上市営住宅は20年間借りるということの要綱になってございますので、この同意書は有効と考えてございます。

以上でございます。

○（松谷委員） さっきの答弁とまた食い違ってきたよ。あなたは、途中で購入予定だと言ったでしょう。20年間同意しているってどういうことなの。20年間の借上市営住宅はいい。ただ、購入予定ですってどういうことになるの。

○（河野委員長） 暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時32分 再開

○（河野委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（井南部長） 先ほど一燈の土地のほかにはほかの所有者が持っている。これの同意をとって我々は審査して最終確認を行っておりますけれども、前段に所有者が今の申請者に売却する話については貸すこと条件ではございませんので、それについては申しわけありませんが、訂正をさせていただきたいと思っております。

後段でお話をしました北見市借上市営住宅の建設の要綱に沿った同意という判断でございますので、これらについてはその期間を含めて、内容について含めて同意をいただいているということから認定に至ったと訂正させていただきたいと思えます。

以上です。

○(松谷委員) ただいま部長から答弁いただきましたけれども、やはり契約に際してはもう少し細部についても契約条項に入れておかないと。要するに要綱に沿っているからいいのだというだけでなく、もっと細かいところまでやっておかないと何かあったときにどうするのだという話になるのです。ですから、契約を交わすときの条件としてももう少し細かく精査してやっていただきたいというのと、委員長、先ほどの契約書の資料を要求したいのですけれども、よろしいですか。

○(河野委員長) 理事者の考え方もあるでしょうから、それは後ほど委員長において対応させていただきます。

ほかにご質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(河野委員長) なければ、以上で都市建設部の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時35分 再開

○(河野委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、企業局所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○(守谷局長) それでは、私から企業局所管の条例改正につきまして概要をご説明いたします。

美山町地区の字名変更につきましては、さきの平成22年第4回定例市議会において議決をいただいているところでありますが、そのうち今年度に告示が予定されております区域につきまして、北見市水道

事業給水条例の一部を改正いたすものであります。

詳細につきましては担当係長より補足説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○(田中係長) それでは、私から北見市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

委員会資料1ページをお開き願います。美山町地区を2年間かけて3分割する字名変更に伴い、今年度は道道北見環状線、昭和通りから南側の区域が美山町南として告示を予定しておりますことから、水道事業の給水区域のうち今回告示される区域について文言の整理をするものであります。

私からは以上でございます。

○(河野委員長) 補足説明が了しましたので、企業局を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

○(中崎委員) 改正の部分で、美山町南という表示があるのですが、その前段の美山町のところの部分は括弧書きで注意が入らないのでしょうか。若松とかそういった地区では注意書きが入っていて、これでいくと美山町南を除く部分が美山町としての給水区域でないのだろうか。その辺、見解を教えてください。

○(田中係長) ただいまの中崎委員からのご質問にお答えいたします。

美山町は、先ほども申しましたとおり2カ年かけて3分割を予定しております。今年度は美山町南、そして来年度は美山町東、西地区ということで予定されておまして、本年度につきましては東、西地区については美山町のまま残ります。以上のように今年度はまだ美山町が残りますので、この状態となります。

以上でございます。

○(中崎委員) だから、美山町に注意書きが入らないのですかということを知っているのです。

○(守谷局長) 中崎委員のご質問にお答えさせていただきます。

若松の場合には、若松の字の中に給水区域でないエリアがございますので除くとなってございますが、美山町につきましてはすべての区域が給水区域なので除くというような文言がないということでご理解をいただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○（河野委員長） ほかに質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（河野委員長） なければ、以上で企業局の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時40分 再開

○（河野委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

次に、討論の通告がありませんので付託議案2件を一括採決いたします。

お諮りいたします。本案は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○（河野委員長） ご異議なしと認めます。

よって、本案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員会報告の文案につきましては、正副委員長において作成の上、9月26日午前10時から委員の皆さんにお諮りしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○（河野委員長） ご異議なしと認め、さよう決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時42分 再開

○（河野委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、都市建設部からの報告を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（井南部長） それでは、補足説明に入ります前に私から今回提案させていただいております議案の主な点につきましてご説明申し上げます。

公園緑地課が所管しております緑のセンターについて、今年度末で指定期間が満了いたしますことから、指定管理者の更新につきまして担当課長より説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○（原田課長） それでは、指定管理者の指定の更新につきまして、委員会資料に基づきご報告させていただきます。

委員会資料2ページをごらんください。公園緑地課が所管する指定管理者施設7施設のうち、平成23年度末で指定期間を終了する施設は緑ヶ丘公園及び緑のセンターの1施設であります。現在協同組合北見園芸協会が指定管理者となっております。この施設の指定期間につきましては、平成24年4月から平成27年3月までの3カ年となっております。なお、指定更新の詳細につきましては委員会資料1ページをご参照いただきたいと思います。存じます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○（河野委員長） 説明が了しましたので、質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（河野委員長） なければ、以上で都市建設部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時44分 再開

○（河野委員長） 休憩前に引き続き会議を開きま

す。

次に、企業局からの報告を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（守谷局長） それでは、私から案件の4、放射性物質の検査結果につきましてご説明させていただきます。

企業局におきまして、上下水道の安全確保のために実施いたしました浄水場、下水道処理場における放射性物質の検査結果並びに広郷浄水場取水口上流域における放射線量の測定結果につきましてご報告をさせていただきますのでございます。

詳細につきましては担当課長からご説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○（浦澤場長） それでは、私から目次1、放射性物質の検査結果についてご説明させていただきます。

委員会資料1ページをお開きください。①、上下水道における放射性物質の検査結果についてでございますが、企業局では上下水道における放射性物質の安全確認のため、水道関係では8カ所の浄水場から採水した水道水と広郷浄水場から採取した浄水汚泥、また下水道関係では5カ所の下水処理場から採取した下水汚泥と放流水について放射性物質の検査を実施しました。

試料は、本年8月12日から8月30日までの間に採水及び採取し、札幌市の財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センターに検査を依頼した結果、放射性沃素131、放射性セシウム134・137の放射性物質は検出できる最小値及び量である汚泥の検出限界値の1キログラム当たり20ベクレル以下、水道水、放流水の検出限界値の1リットル当たり0.4ベクレル以下であり、すべての試料で表のとおり不検出となつたところであります。今後とも国や北海道が測定しております大気中の放射線量を注視し、状況に変化があつた場合には速やかに必要な検査を行うなど、上下水道の安全に努めてまいります。

委員会資料2ページをお開きください。②、広郷浄水場取水口上流域における放射線量の測定結果に

ついてでございますが、水道水源の安全確認のため月1回取水口上流域の河川調査を実施しております。この調査にあわせて鹿ノ子ダム源流から訓子府日の出取水口までの15地点を6月から3回、大気中の放射線量の測定を実施したところであります。

測定結果につきましては、最小値が7月の1時間当たり0.029マイクロシーベルト、最大値は同じ7月の1時間当たり0.062マイクロシーベルトであります。公表されておりますオホーツク総合振興局並びに北見工業大学での測定値と同等レベルで推移しており、取水口上流域における放射線量は問題ないと判断しております。今後とも国や北海道が測定しております大気中の放射線量を注視しながら安全な水道水の供給に努めてまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○（河野委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願ひます。

○（表 委員） 浄水場と下水処理場の検査とありますが、この料金はどのぐらいかかっているのかと、今後どのぐらいの単位の中でこの検査をするのか。

それと、空気中の測定は自前で測定器を持っている状態ですので、こういう空気の関係は、いろいろ心配の市民もたくさんいると思いますので、企業局だけではなくて、その辺の使い方ということも何か考えておられたら考えをお伺ひいたします。

以上です。

○（浦澤場長） ただいまの検査料金についてでございますが、1検体につき消費税込みで2万1,000円でございます。浄水場関係、水道水、浄水汚泥を合わせて9検体分18万9,000円でございます。また、下水処理場関係、下水汚泥並びに放流水合わせて10検体21万円ちょうどでございます。上下水道合わせて合計39万9,000円の検査料金となります。

2点目の今後の検査についてでございますが、国や道が測定しております大気中の放射線量を注視し、状況に変化があつた場合、また広郷浄水場取水口上流域における放射線量の測定結果に変化があつた場

合につきまして状況を把握してまいりたいと考えて
おります。

3点目の大気中の放射線量測定機器の使い方でご
ざいますけれども、今後いろいろと検討してまいり
たいと考えております。

以上でございます。

○（河野委員長） ほかにご質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（河野委員長） なければ、以上で企業局からの
報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時50分 休 憩

午前10時51分 再 開

○（河野委員長） 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

以上で本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午前10時51分 閉 議
